

予防接種の基礎知識

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがあります。予防接種で予防できる病気もあります。

お母さんが赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力（免疫）は、百日咳では生後3カ月までに、麻疹（はしか）では生後12か月までにほとんど自然に失われていきます。そのため、この時期を過ぎると、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが、予防接種です。

●予防接種とは

麻疹（はしか）や百日せきのような感染症の原因となるウイルスや細菌、又は菌が作り出す毒素の力を弱めて予防接種液（ワクチン）を作り、これを身体に接種して、その病気に対する抵抗力（免疫）を作るのが**予防接種**です。

しかし、すべての感染症に対してワクチンが作れるわけではなく、細菌やウイルスの性質によって作れないものもあります。

●ワクチンの種類

ワクチンには、おもに『生ワクチン』と『不活化ワクチン』とがあります。

生ワクチンは、生きた細菌やウイルスの毒性を弱めたもので、これを接種することによって、その病気にかかった場合と同じように抵抗力ができ、長期にわたって効果が期待できます。

不活化ワクチンは、細菌やウイルスを殺し抵抗力を作るのに必要な成分を取り出して毒性をなくして作ったものです。不活化ワクチンは人間の体内で細菌やウイルスが増殖しないため、最初に一定の間隔で2～3回接種し、最小限必要な抵抗力（基礎免疫）をつけたあと、約1年後に追加接種、さらに数年後に追加接種というように複数回の接種が必要になります。

●定期の予防接種と任意の予防接種

予防接種には、予防接種法によって対象となる病気や対象者、接種期間などが定められた『**定期接種**』と、それ以外の『**任意接種**』があります。

	定期予防接種	任意予防接種
概要	<p>予防接種法に基づいて、市町村が実施主体となり行う予防接種で、『A類疾病』と『B類疾病』があります。</p> <p>健康被害が発生した場合、予防接種法による救済制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none">●A類疾病 発病すると重症化したり、後遺症を残す病気の予防及び集団予防に重点を置き、対象者（保護者）に接種の努力義務があります。●B類疾病 主に個人の発病または重症化の予防に重点を置き、対象者（保護者）本人が接種を希望する場合に実施されるもので、対象者（保護者）に努力義務はありません。	<p>予防接種法に定められていない予防接種や定期接種の年齢枠からはずれて接種するもので、個人予防として自らの意思と責任で接種を行うものをいいます。</p> <p>健康被害が発生した場合、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による救済があります。</p>

<p>予防接種 の 種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● A 類疾病 <ul style="list-style-type: none"> ・ ロタウイルス ・ ヒブ（インフルエンザ菌 b 型） ・ 小児用肺炎球菌（15 価） ・ B 型肝炎 ・ B C G ・ 五種混合（DPT - IPV-Hib） ・ 四種混合（DPT - IPV） ・ 麻しん風しん混合（MR） ・ 水痘（水ぼうそう） ・ 日本脳炎 ・ 子宮頸がん予防（HPV） ● B 類疾病 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者インフルエンザ ・ 高齢者肺炎球菌（23 価） ・ 新型コロナ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 带状疱疹ワクチン ・ インフルエンザ（定期以外分） ・ A 型肝炎 ・ 黄熱 ・ 破傷風 ・ 髄膜炎菌 ・ 狂犬病 ・ コレラ など
<p>費用</p>	<p>公費負担 （A 類は全額助成、B 類は一部助成）</p>	<p>全額自己負担 （小児インフルエンザは一部助成）</p>